

## 日本甲殻類学会会則

- 第1条 名称**  
本会は日本甲殻類学会（エビとカニの会）Carcinological Society of Japan と称する。
- 第2条 目的**  
本会は甲殻類に関する諸種の研究を行ない会員相携えて甲殻類学の進歩と普及を図るのを目的とする。
- 第3条 事業**  
本会は次の事業を行なう。  
 1. 機関雑誌「甲殻類の研究」の発行  
 2. 甲殻類に関する調査・研究  
 3. 講演会、展覧会、採集会、標本の鑑定及び交換の会、その他
- 第4条 会員**  
 1. 本会の会員となるには、住所、氏名（ローマ字並記）、生年月日、職業を記し、会費そえて本会に申し込めばよい。  
 2. 会員を分けて通常会員と名誉会員とする。
- 第5条 会員の権利及び義務**  
 1. 会員は会費を収めなければならない。会費の金額は別に定める。  
 2. 会員には「甲殻類の研究」が配布される。  
 3. 会員は「甲殻類の研究」に投稿することが出来る。  
 4. 会員は本会の行なう会合に出席することが出来る。
- 第6条 役員**  
本会に下記の役員を置く。  
 会長 1名  
 副会長 2名  
 評議員 若干名  
 会務委員（庶務、会計、編集） 各若干名  
 会長、会務委員は評議員会の推薦により定める。  
 評議員は会員の選挙又は推薦により定める。
- 附 則** この会則は昭和36年4月8日よりこれを実施する。

## 内規

- 事業**
- 「甲殻類の研究」は隨時発行する。
  - 総会は年1回以上、場所を定めて開催する。
  - 本会の事務所は東京に置き、必要に応じて地方に支部を置く。
- 会員**
- 会費の金額は評議員会に於いて定める。年額3000円
  - 名誉会員は会費納入の義務がない。
  - 本会の事業に功労のあった者を評議員会の議を経て名誉会員に推薦することが出来る。
  - 本会の収入は会費と寄附金及び雑誌の広告費に依る。
- 役員**
- 評議員の数は10名とする。庶務、会計、編集の委員の数は各2名とする。
  - 会長は評議員を招集し、評議員会を開催出来る。
- 評議員会では会の事業、会計監査、会則及び内規の改訂、その他の事項を審議決定する。
- 会員（10名以上）の希望がある時は評議員会を開くことが出来、且つ傍聴することが出来る。
  - 役員の任期は定めない。

日本甲殻類学会事務所

〒106 東京都港区麻布十番3-11-12  
 小田原甲殻類博物館内  
 (電話 東京 451-9526)  
 振替番号 東京 6-66924